

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	こども未来課
・地方卸売市場長崎魚市場施設使用料の徴収事務の委託	水産加工流通課
・港湾施設の概要	港 湾 課
◎ 公 告	
・落札者等	税 務 課
・特定計量器定期検査の実施	計 量 検 定 所
・一般競争入札の実施	こども未来課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	〃
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了（2件）	〃
・都市計画事業の認可	道 路 建 設 課
◎ 公安委員会告示	
・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運 転 免 許 管 理 課
◎ 人事委員会告示	
○職権行使者が人事委員会である県の事業所についての労働基準法の号別等の一部改正	人 事 委 員 会 事 務 局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長 崎 県 公 立 大 学 法 人

## 告 示

### 長崎県告示第367号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項  
令和3年度長崎県放課後児童支援員等研修業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者
  - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
  - (8) 長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例（平成21年長崎県条例第72号）第9条第1項の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
  - (9) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格要件  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、人員配置及び適正な経理執行体制を有していること。
  - (2) 入札日の前日から前々年度までの間において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、契約の履行完了の実績が2回以上あること。
- 4 入札参加者の資格及びその審査
- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
  - (2) 審査事項
    - ア 年間売上高
    - イ 営業年数
    - ウ 従業員数
    - エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率、流動比率）
    - オ 過去の同種類の実績
- 5 資格審査申請の時期  
この告示の日から令和3年5月7日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着）とする。
- 6 資格審査申請の方法
- (1) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
  - (2) 申請書の提出方法  
申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。郵送（書留郵便により令和3年5月7日必着）も可。
    - ア 法人にあつては登記簿謄本
    - イ 個人にあつては、次の(イ)、(イ)
    - (イ) 身元（分）証明書
    - (イ) 成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
    - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
    - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
    - オ 印鑑届（様式第2号）
    - カ 口座振替申込書（様式第3号）
  - (3) 申請書等の作成に用いる言語
    - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

長崎県福祉保健部 こども政策局 こども未来課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2684

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和4年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

10 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(7)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第368号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

1 委託年月日

令和3年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

長崎県長崎市京泊3丁目3番1号

一般社団法人 長崎魚市場協会

3 委託事務の内容

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）別表に定める使用料（通過物使用料及び受託物使用料を除く。）の徴収

4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 長崎県告示第369号

長崎県管理港湾島原港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び島原振興局建設部管理課に備え置く。

令和3年4月23日

島原港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

港湾名	種 類		位 置	数量及び能力
	施設名	名 称		
島原港	臨港道路	壺南臨港道路D	長崎県島原市津町	構造 舗装厚 50mm 路盤 240mm 延長 398.1m 面積 2,590㎡ 車道幅員 5.0m 道路敷幅 6.0m 舗装形態 As舗装

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

- 1 特定役務の名称  
県税総合システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部税務課（情報管理班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2216
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和3年2月26日
- 5 落札者  
長崎県長崎市恵美須町4番5号  
NBC情報システム株式会社 代表取締役 藤原 正義
- 6 落札価格  
162,000,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和3年1月15日
- 8 落札方式  
最低価格

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

- 1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時  
南島原市

市町村別	検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
南島原市	集合検査	北有馬町全地区	ピロティ文化センター日野江駐車場	6月1日（火）	13時から15時まで
	同 上	深江町全地区	南島原市役所 深江庁舎	6月2日（水）	10時から12時まで 13時から15時まで
	同 上	布津町全地区	布津多目的集会施設	6月3日（木）	10時から12時まで 13時から15時まで

	同 上	南有馬町全地区	南島原市役所 南有馬庁舎	6月4日(金)	10時から12時まで 13時から14時30分まで
	同 上	口之津町全地区	南島原市役所 口之津旧庁舎	6月8日(火)	11時30分から12時まで 13時から16時まで
	同 上	加津佐町全地区	南島原市役所 加津佐庁舎	6月9日(水)	10時から12時まで 13時から14時30分まで
	同 上	西有家町全地区	南島原市役所 西有家庁舎	6月15日(火)	13時30分から16時まで
				6月16日(水)	9時30分から12時まで 13時から15時30分まで
				6月17日(木)	9時30分から12時まで 13時から14時30分まで
	同 上	有家町全地区	南島原市役所 有家庁舎	6月22日(火)	13時30分から16時まで
				6月23日(水)	9時30分から12時まで 13時から15時30分まで
				6月24日(木)	9時30分から12時まで 13時から15時30分まで
	同 上	南島原市全地区	南島原市役所 西有家庁舎	6月25日(金)	10時から12時まで
南島原市全地区	所在場所検査	計量器の所在の場所	6月1日から 6月30日まで 土曜・日曜 は除く	11時から12時まで 13時から17時まで	

- 2 検査の対象となる特定計量器  
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関  
指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

**一般競争入札の実施(公告)**

業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第93条の規定に基づき公告する。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号・業務の名称  
令和3年度長崎県放課後児童支援員等研修業務委託
- (2) 業務の仕様等  
放課後児童支援員等に対する研修の実施、その他事務  
詳細については、入札説明書添付の仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 入札の方法等  
ア. 入札書の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ. 入札の回数は、3回を限度とする。

ウ. 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

エ. 最低制限価格

無

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
- (2) 令和3度長崎県放課後児童支援員等研修業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（告示）（令和3年4月23日付）を得ている者

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、（告示）（令和3年4月23日付）に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の交付先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

長崎県福祉保健部 こども政策局 こども未来課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2684

## 4 入札参加条件

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 一般競争入札の参加資格等（告示）（令和3年4月23日付）に示した入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) 5の競争入札参加資格申請書の提出期限の日から入札日までの間において、指名停止の措置を国又は地方公共団体から受けた者又は受けることが明かである者でないこと。
- (4) 当該役務の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- (5) 当該役務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

長崎県福祉保健部 こども政策局 こども未来課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2684

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書の交付期間は、この公告の日から令和3年5月7日まで（県の休日を除く。）とする。

また、交付場所は5の部局とする。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年5月19日 午後1時30分

(2) 場所 県庁3階 316会議室

(3) 電送及び郵送による入札は認めない。

(4) 入札及び開札当日が悪天候等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 平成31年4月1日から入札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同種、同規模の契約を締結したことの証明（2件以上）を提出する場合

### (2) 契約保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約総金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 平成31年4月1日から入札日の前日までの間における本県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同種、同規模の契約の履行証明書等（2件）を提出する場合

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(5)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (7) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、飯盛開土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
古 野 信 之	諫早市飯盛町上原310番地	木 下 靖 彦	諫早市飯盛町後田2938番地 1
馬 場 保 幸	諫早市飯盛町開1699番地	冨 初 喜	諫早市飯盛町中山554番地
林 勝 幸	諫早市飯盛町後田1750番地	林 勝 幸	諫早市飯盛町後田1750番地

後 田 繁 春	諫早市飯盛町後田19番地90	堀 河 利 光	諫早市飯盛町下釜1399番地
本 田 哲 男	諫早市飯盛町佐田3番地13	上 原 貴 志	諫早市飯盛町上原280番地2
上 原 貴 志	諫早市飯盛町上原280番地2	古 野 信 之	諫早市飯盛町上原310番地
困 正 之	諫早市飯盛町中山604番地	馬 場 保 幸	諫早市飯盛町開1699番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
富 永 政 則	諫早市飯盛町後田1883番地	栄 田 孝	諫早市飯盛町上原500番地1
高比良 智 則	諫早市飯盛町後田2895番地22	富 永 政 則	諫早市飯盛町後田1883番地

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月19日総代会議決）を認可した。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 有喜土地改良区  
認可年月日 令和3年4月14日

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県佐世保市有福町	令和3年4月19日から 令和3年7月30日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土地理院長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県全域	令和3年3月31日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県全域	令和3年3月31日

**都市計画事業の認可（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による佐世保都市計画道路事業の認可の告示が令和3年4月12日付け九州地方整備局告示第71号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年4月23日

長崎県知事 中村 法道

- 都市計画事業の種類及び名称  
佐世保都市計画道路事業 三・四・四十七号春日瀬戸越線
- 施行者の名称  
長崎県
- 事務所の所在地  
主たる事務所 長崎県土木部  
従たる事務所 長崎県県北振興局
- 事業地  
収用の部分 長崎県佐世保市春日町、桜木町、瀬戸越一丁目及び瀬戸越二丁目地内  
使用の部分 長崎県佐世保市瀬戸越一丁目及び瀬戸越二丁目地内

**公安委員会告示****長崎県公安委員会告示第11号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のように公示する。

令和3年4月23日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

- 審査の種類
  - 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、<sup>けん</sup>牽引、大型二種、中型二種、普通二種）
  - 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、<sup>けん</sup>牽引、大型二種、中型二種、普通二種）
- 受審資格
  - 技能検定員審査  
法第99条の2第4項第2号に規定する者
  - 教習指導員審査  
法第99条の3第4項第2号に規定する者
- 審査の実施日時

令和3年5月25日（火）から同月28日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

㊦ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、<sup>けん</sup>牽引）、教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、<sup>けん</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

㊧ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

㊨ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

㊩ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

㊪ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

㊫ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

㊬ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に定める審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許 23,400円

㊧ 普通免許 19,500円

㊨ 第二種免許 21,500円

㊩ その他の免許 14,700円

イ 教習指導員

㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許 14,550円

㊧ 普通免許 11,850円

㊨ 第二種免許 12,450円

㊩ その他の免許 9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示日から令和3年5月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

(1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。

(2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。

(3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

種 類	区 分	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員		第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
		第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員		第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
		第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

人事委員会告示

長崎県人事委員会告示第1号

職権行使者が人事委員会である県の事業所についての労働基準法の号別等（平成20年長崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月23日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表ロ（第2条関係）			別表ロ（第2条関係）		
名称	位置	号別等	名称	位置	号別等
略			略		
佐世保特別支援学校北松分校	平戸市	第12号	佐世保特別支援学校高等部北松分教室	平戸市	第12号
略			略		
農林技術開発センター環境研究部 門病虫害発生予察室	諫早市	官公署の 事業	病虫害防除所	諫早市	官公署の 事業
略			略		

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学教育補助端末管理システム調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。  
令和3年4月23日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学教育補助端末管理システム

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年6月11日

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から7の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 入札参加を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和3年4月28日までに

次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

(電話) 0956-47-2191

(2) 本法人において参加資格を確認のうえ、結果を通知する。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

(名称) 長崎県立大学 学生支援課

(電話) 0956-47-5706 (FAX) 0956-47-4616

5 入札説明書の交付

(期間) この公告の日から令和3年4月30日まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間。

(場所) 4の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、4の部局で必ず入札説明書を受領すること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札の日時及び場所

(日時) 令和3年5月7日 13時30分

(場所) 長崎県立大学佐世保校 学生会館 G-204教室

開札当日が悪天候(大雨、大雪等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

9 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。

(8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

- (1) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (2) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

12 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一  
二一  
四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ン  
弥ト